

令和2年度意見報告書

(山口県事業)

令和2年11月20日

山口県公共事業評価委員会

I 審議の概要

1 対象事業

(1)再評価

事業者が実施した12件の対象事業について審議した。

実施理由の内訳は、再評価実施後5年間が経過したことによるものが10件、社会経済情勢等の変化によるものが2件となっている。

事業者が示した対応方針案は、すべて「継続」となっている。

令和2年度再評価対象事業件数

件数	実施理由			事業者の対応方針(案)		
	事業採択後 10年間が経過	再評価実施後 5年間が経過	社会経済情勢 等の変化	継続	見直し継続	中止
12	0	10	2	12	0	0

(2)事後評価

事業者が実施した6件の対象事業について審議した。

事業者の示した対応方針案は、すべて「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」となっている。

2 審議経過

委員会を6回開催し、すべての対象事業を個別に審議した。

また、オンラインによる現地説明を実施し、再評価3件について、現地の環境や状況を確認した。

Ⅱ 結論

1 再評価

提出された資料及びその説明、並びに現地調査に基づき、事業の必要性や投資効果、進捗状況等について審議を重ねた結果、事業者の示した「継続」との対応方針案はいずれも妥当と判断する。

2 事後評価

提出された資料及びその説明、並びに現地調査に基づき、事業効果や改善措置の必要性等について審議を重ねた結果、いずれの事業も事業効果の発現が見られ、事業者が示した「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」との対応方針案は妥当と判断する。

Ⅲ 意見

1 全般事項

(1) 事業実施等について

ア 公共事業は、限られた財源を有効活用し、その効果を確実に発揮する必要があるため、県民サービスの向上、説明責任の観点から、以下のことに配慮すべきである。

事業実施にあたっては、緊急性、必要性及び費用対効果等を厳格に精査するとともに、人口減少や高齢化など社会経済情勢の変化や、近年の記録的な大雨など自然環境の変化に的確に対応し、効率的に進める必要がある。

イ 公共事業の推進にあたっては、地元や関係機関の協力が不可欠であることから、以下のことに配慮すべきである。

地元との合意形成、関係機関との計画調整等を綿密に行い、引き続き、早期完成に向けて事業を円滑に推進する必要がある。

ウ 事業費の増加や事業期間の延長を行う事業が見受けられたことから、以下のことに配慮すべきである。

事業計画の策定にあたっては、大幅な費用増や事業期間の延長等が生じないように、同種同類事業の実績等を反映するとともに、現場条件の把握や関係機関との計画調整を十分に行う必要がある。

また、事業計画の見直しの必要性が生じた場合は、県民にその理由を丁寧に説明するとともに、改めて事業の目的や効果等についてもわかりやすく説明する必要がある。

エ 事業完了後も、将来にわたって施設の機能や整備効果が発揮されるよう、以下のことに配慮すべきである。

施設の維持管理については、経済性も踏まえたうえで、より適切に行っていくとともに、地域住民との連携を図る必要がある。

また、利用促進につながる取組を積極的に行っていく必要がある。

(2) 防災・減災対策について

本年も、全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、今後も想定を超える災害が発生することが十分に考えられる。

これらのことを踏まえ、以下のことに配慮すべきである。

県民の生命と財産を守るため、事業効果の早期発現に向け、効率的かつ計画的なハード整備に努めるとともに、避難行動に役立つ雨量や水位等の情報発信などソフト対策を推進し、これまで以上に防災・減災対策を進める必要がある。

(3) 事業評価手法について

事業評価の実施にあたっては、より適正で客観的な判断ができるよう、以下のことに配慮すべきである。

国が策定したマニュアルに基づく全国統一的な評価に加え、事業の特性に応じて、施設の利用状況を示すなど、多様な面から県民に事業の必要性や効果を明確に説明できるよう努める必要がある。

(4) 環境対策について

従前の生態系や水質、景観等が可能な限り維持されるよう、以下のことに配慮すべきである。

事業の実施にあたっては、事業効果の発現と環境保全との両立を図る観点から、事業計画の策定時において、幅広い視点からの知見、創意工夫等により環境への影響を適切に評価し、最善の対策を講じる必要がある。また、施工時の各段階においても、現場条件の変化に応じた環境対策を適切に実施する必要がある。

2 個別事業

各事業において、今後留意すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 道路事業

自動車専用道路については、出入りがインターチェンジに限られるため、事故発生時の情報を適切に発信するよう努める必要がある。

(2) 都市公園事業

維持管理費の縮減を継続的に行うため、指定管理者制度により管理している都市公園については、指定管理者と緊密に連携を図る必要がある。

(3) 下水道事業

人口減少等の将来の需要予測を踏まえ、全体計画を見直すとともに、新技術を導入することにより、効率的な事業実施に努める必要がある。

(4) 河川事業

完成までに長い期間を要すことから、着実に整備効果が発揮されるよう、効率的かつ計画的な事業実施に努める必要がある。

(5) ダム事業

事業規模の大きさから社会経済情勢の変化による事業費への影響が大きいため、様々な視点からのコスト縮減策の検討・実施に努める必要がある。

(6) 公営住宅整備事業

建替え等の必要性をよりわかりやすく説明するとともに、入居者の家族構成の変化や高齢化に配慮した取組を引き続き進めていく必要がある。

(7) 農業農村整備事業

農家の高齢化が進む中で、農地を維持していくためには、地域の農業従事者や住民等が一体となって互いに助け合いながら計画的に維持管理に取り組む仕組みづくりが必要である。

令和2年度 再評価対象事業一覧

1 県事業(12事業)

(1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	主要地方道柳井上関線 道路改築事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
2	一般県道下関川棚線 道路改築事業	再評価実施後、5年間が経過	継続

(2)山口県 土木建築部 都市計画課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	田布施川流域下水道事業、田布施町・平生町流域関連公共下水道事業 (汚水: 田布施川処理区)	再評価実施後、10年間が経過	継続

(3)山口県 土木建築部 河川課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	土穂石川 総合流域防災事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
2	玉鶴川 総合流域防災事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
3	友田川 総合流域防災事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
4	横曽根川 周防高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
5	木屋川ダム再開発事業	変化	継続
6	平瀬ダム 錦川総合開発事業	変化	継続

(3)山口県 土木建築部 港湾課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	宇部港 東見初地区 港湾改修・港湾環境整備事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
2	小野田港 本港地区 大浜地区 海岸高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
3	久賀港 久賀地区 海岸侵食対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続

令和2年度 事後評価対象事業一覧

1 県事業(6事業)

(1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	事業期間	事業者の 対応方針(案)
1	主要地方道山口宇部線 道路改築事業	H9～H27	改善措置および 再度評価必要なし
2	一般県道中ノ関港線 道路改築事業	H15～H27	改善措置および 再度評価必要なし
3	一般県道北中山岩国線 交通安全事業	H15～H27	改善措置および 再度評価必要なし

(2)山口県 土木建築部 都市計画課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	維新百年記念公園 都市公園事業	S55～H27	改善措置および 再度評価必要なし

(3)山口県 土木建築部 住宅課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	宇部・西宇部団地 公営住宅整備事業	H19～H27	改善措置および 再度評価必要なし

(4)山口県 農林水産部 農村整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	中山間地域総合整備事業 下関北部地区	H18～H26	改善措置および 再度評価必要なし